目 次

第VI部 特殊な出願

第1章 特許出願の分割(特許法第44条)						
第1節 特許出願の分割の要件						
1. 概要						
2. 特許出願の分割の要件及び効果						
2.1 特許出願の分割の形式的要件						
2.1.1 特許出願の分割をすることができる者						
2.1.2 特許出願の分割をすることができる時期 2						
2.2 特許出願の分割の実体的要件 3						
2.3 特許出願の分割の効果 3						
3. 実体的要件についての判断						
3.1 原出願の分割直前の明細書等に記載された発明の全部が分割出						
願の請求項に係る発明とされたものでないこと(要件1) 4						
3.2 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の出願当初の						
明細書等に記載された事項の範囲内であること(要件2)4						
3.3 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の分割直前の						
明細書等に記載された事項の範囲内であること(要件3)4						
4. 実体的要件についての判断に係る審査の進め方						
4.1 実体的要件が満たされていない場合の取扱い 5						
4.2 実体的要件について判断するために必要な説明書類の提出の求						
<i>⋈</i> 5						
5. 分割要件についての判断に係る留意事項						
5.1 分割出願を原出願とする分割出願 5						
5.2 拒絶査定不服審判の請求日と同日に特許出願の分割がなされた						
場合の取扱い						
6. 分割出願の審査についての留意事項						
6.1 他の出願に係る審査、審判等の内容の確認6						
6.2 分割出願の請求項に係る発明と分割後の原出願の請求項に係る						
発明とが同一である場合の取扱い 6						
第2節 第50条の2の通知						
1. 概要1						
2. 第50条の2の通知をするか否かの判断						

	2.1	半原	貝と他の特計山限とか第44余弟2頃の規定により同時にされ	
		たこ	こととなっていること(要件1)	2 -
	2.2	本原	頁の拒絶理由が、他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理	
		由と	: 同一であること(要件2)	3 -
	2.3	当該	该他の特許出願の拒絶理由通知が、本願の出願審査の請求前	
		に本	、願の出願人が知り得る状態にあったものであること(要件3)·	4 -
3	. 第5	0条0	D2の通知をするか否かの判断に係る審査の進め方 ··············	4 -
	3.1	手順	頁 ·······	4 -
	3.2	第5	0条の2の通知において記載すべき事項・	5 -
4	. 第5	0条0	02の通知を伴う拒絶理由通知に対して補正がされた場合の	
	審査	の進	め方 ·······	5 -
	4.1	拒紙	色理由通知が「最初の拒絶理由通知」の場合・	6 -
	4.	1.1	第50条の2の通知をすることが適当であった場合・	6 -
	4.	1.2	第50条の2の通知をすることが不適当であった場合・	7 -
	4.2	拒約	色理由通知が「最後の拒絶理由通知」の場合・	7 -
	4.5	2.1	第50条の2の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」	
			とすることの少なくともいずれか一方が適当であった場合・	8 -
4.2.2		2.2	第50条の2の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」	
			とすることのいずれもが不適当であった場合	9 -
			变更(特許法第46条)	
2			ご更の要件	
	2.1	出原	頁の変更の形式的要件	1 -
	2.	1.1	出願の変更をすることができる者	1 -
	2.	1.2	出願の変更をすることができる時期	
	2.2		質の変更の実体的要件	
	2.3		頁の変更の効果	
3	. 実体	的男	写件についての判断とその判断に係る審査の進め方 ·········	3 -
4	. 実体	的男	厚件についての判断に係る留意事項 ·············	3 -
	4.1	原出	出願が分割出願である場合 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 -
5	. 意匠		最出願から特許出願への変更についての留意事項 ··········-	
	5.1	出原	頁の変更をすることができる時期 ;	3 -
	5.2	出原	頁の変更の実体的要件 ́	4 -

第3章 実用新案登録に基づく特許出願(特許法第46条の2)

第VI部 特殊な出願

1. 概要	1 -
2. 実用新案登録に基づく特許出願の要件	1 -
2.1 実用新案登録に基づく特許出願の形式的要件	1 -
2.1.1 実用新案登録に基づく特許出願をすることができる者 …	1 -
2.1.2 実用新案登録に基づく特許出願をすることができる時期・	2 -
2.1.3 実用新案権の放棄	2 -
2.2 実用新案登録に基づく特許出願の実体的要件	2 -
2.3 実用新案登録に基づく特許出願の効果	3 -
3. 実用新案登録に基づく特許出願の要件についての判断とその判断	に
係る審査の進め方	3 -
4. 実用新案登録に基づく特許出願の審査についての留意事項	3 -
第4章 先願参照出願(特許法第38条の3)	
1. 概要	
2. 先願参照出願の要件	
2.1 先願参照出願の形式的要件	1 -
2.1.1 先願参照出願をすることができる者	··- 1 -
2.1.2 先願参照出願をすることができない出願の種類	2 -
2.1.3 先の特許出願とすることができる出願	2 -
2.1.4 先願参照出願において提出しなければならない書類	2 -
2.2 先願参照出願の実体的要件	2 -
3. 実体的要件についての判断	3 -
3.1 具体的な判断手順	3 -
3.2 先の特許出願の明細書等が外国語で記載されている場合	3 -
4. 実体的要件についての判断に係る審査の進め方	4 -

<関連規定>